

ヘルプステーション南町 訪問介護 重要事項説明書

1. 事業所の概要

- ①事業主体 有限会社 医療福祉研究所ヘイセイ
- ②事業所名 ヘルプステーション南町
- ③所在地 岡山県倉敷市南町 1-12
- ④電話番号 086-435-2212
- ⑤介護保険事業所番号 第 3370207114 号
- ⑥管理者 藤枝 宏幸
- ⑦サービス提供責任者 藤枝 宏幸(介護福祉士)
浦岡 幸(介護福祉士)
平田 忠弘(介護福祉士)
3 名
- ⑧職員体制 管理者・サービス提供責任者 兼務 1名
サービス提供責任者 3 名 (うち常勤 1 名)
介護福祉士・実務者研修修了者・介護基礎研修過程修了者
16 名
- ⑨従業者の勤務体制(時間) 8:30～17:15
- ⑩営業日 月曜日～土曜日(ただし 12 月 30 日から1月3日は除く)
- ⑪営業時間 9:00～17:00(土曜日9:00～12:30)
- ⑫サービス提供地域 倉敷市・岡山市・総社市・浅口市・都窪郡・小田郡・浅口郡
- ⑬夜間・緊急時等の連絡先 ●086-435-2234
夜間、休日についてはグランドガーデン南町当直に転送となります。

2. 方 針

- ①事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他全般にわたる援助を行います。
- ②事業所の訪問介護員等は、要支援等可能な限りその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、また要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持の向上を目指すために必要な援助を行う。
- ③事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 訪問介護事業の内容

- ①生活援助
- ②身体介護
- ③総合事業訪問介護（第1号訪問介護事業）

4. 介護保険の自己負担額

- 訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。（一割負担の場合）

訪問介護自己負担額

※表示額には特定事業所加算Ⅱ（10%）含まれます。

①生活援助	20分以上45分未満	197 円／回
②生活援助	45分以上	242 円／回
③身体介護	20分未満	179 円／回
④身体介護	20分以上45分未満	268 円／回
⑤身体介護	30分以上1時間未満	426 円／回
⑥身体介護	1時間以上	624 円／回

※早朝（6時～8時）
※夜間（18時～22時）

} 25%加算

※深夜（22時～6時） 50%加算

⑧初回加算 200円／回

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、またはほかの訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合に1回のみ加算されます。

⑨緊急時訪問介護加算 100円／回

利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーとの連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた際にサービス提供責任者または他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った際に加算されます。

⑩（1）生活機能向上加算Ⅰ 100円／回

訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを実施している事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものまたは当該

病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師(以下「医師等」)から助言を受けた上で、サービス提供を受ける体制を構築し、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成すること。「当該理学療法士等」のサービス提供の場において、または ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行う場合に加算されます。

(2)生活機能向上加算Ⅱ 200円／回

訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下「医師等」)がリハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により計画を作成(変更)した場合に加算されます。

⑪総合事業訪問介護自己負担額 (1か月包括料金)

- | | |
|----------|-----------|
| (1)週1回利用 | 1, 176円／月 |
| (2)週2回利用 | 2, 349円／月 |
| (3)週3回利用 | 3, 727円／月 |

※訪問介護・総合事業訪問介護サービスの交通料金は利用料金に含まれます。

⑫介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

1か月あたりの総額金に 24.5%乗じた金額

⑬集合住宅に居住する利用者様に対する減算

- (1)事業所と同一の敷地内または隣接する敷地内に所在する建物にお住まいの利用者様は 10%減算となります。
- (2)事業所における1月当たりの利用者様が同一の建物に 20 人以上の建物にお住まいの利用者様は 10%の減算となります。
- (3)事業所における1月当たりの利用者様が同一の建物に50 人以上の建物にお住まいの利用者様は 15%の減算となります。
- (4)正当な理由なく、事業所において前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合は 12%の減算となります。

5. その他利用料

介護保険外、及び通常の事業実施地域外の場合は、地域外を越えた地点から10kmまで500円、実施地域外を越えた地点から往復10km以上、20km未満までを600円追加とする。
※更に10km増す毎に100円追加

6. 事故発生時の対応

- ①万が一事故が発生した場合は速やかに状態を把握し、緊急時の対応を致します。
- ②事故の状況や原因を調査し、報告すると共に改善策を協議し再発防止に努めます。
- ③訪問介護のサービス提供中に担当介護員等の過失により、万が一事故が発生した場合はその損害を賠償致します。但し、自らの責任に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

7. 緊急時の対応

事業所の従業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に事故または利用者の病状の急変やその他緊急事態が生じた場合は速やかに状態を把握し、家族への連絡、主治医、ケアマネージャー及び事業所への連絡を遅滞なく行い、状況に応じた対処を努めます。

8. 苦情処理の体制

①事業所内の苦情窓口

利用者及びご家族の方は、提供された訪問介護サービス等に対し、苦情がある場合はいつでも苦情窓口及び管理者に申し出てください。

苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応し、サービスの質の向上、改善に努めます。

苦情担当窓口：管理者 藤枝 宏幸

②事業所以外の苦情受け付け窓口

- 介護サービス苦情相談窓口 岡山県国民健康保険団体連合会
受付時間:月曜日～金曜日 8時30分～17時
電話番号:(苦情処理)086-223-8811 FAX:086-223-9109
- サービス実施地域の各市町村の苦情受付窓口は別紙1参照

9. 運営に関する留意事項

- ①従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を漏らすことがないよう指導、教育を適時行い、誓約書に記名、捺印します。
- ②サービス担当者会議等において利用者、または家族の個人情報を用いる場合は秘密保持保持の観点から予め文章(契約書)及び個人情報の保護に関する同意を得ます。
- ③個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。
- ④利用者からの求めに応じて、サービス提供記録を開示します。
- ⑤年に1度、利用者、またはその家族へご利用についてのアンケートを実施します。サービスの質の向上にもつながるため御協力よろしくお願い致します。

平成26年2月1日改訂

令和6年6月1日改訂

平成26年6月1日改訂

平成27年4月1日改訂

平成27年7月16日改訂

平成28年3月1日改訂

平成28年7月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成29年8月10日改訂

平成29年10月1日改訂

平成30年4月1日改訂

平成30年8月1日改訂

平成31年4月1日改訂

令和元年7月7日改訂

令和元年10月1日改訂

令和2年4月1日改訂

令和2年10月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和3年10月1日改訂

令和4年6月1日改訂

令和4年10月1日改訂

令和5年7月1日改訂

令和6年4月1日改訂

別紙1

(1) 倉敷市介護保険課

連絡先 086-426-3343

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(2) 岡山市介護保険課

連絡先 086-803-1240

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(3) 総社市長寿介護課

連絡先 0866-92-8369

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(4) 浅口市健康福祉部高齢者支援課

連絡先 0865-44-7113

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(5) 都窪郡早島町役場健康福祉課

連絡先 086-482-2483

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(6) 小田郡矢掛町保健福祉課

連絡先 0866-82-1013

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(7) 浅口郡里庄町健康福祉課

連絡先 0865-64-7211

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15